

感 葉 第 67 号
令和6年4月8日

県医師会長 様
郡市医師会長 様

新潟県福祉保健部感染症対策・薬務課長

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第12条第1項
及び第53条の11第1項の規定に基づく届出の周知について（依頼）

日頃、本県の感染症対策行政の推進に御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。
このことについて、県内の医療機関に広く周知したいので、添付の「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第12条第1項及び第53条の11第1項の規定に基づく届出について（依頼）」を全ての貴会員へ御周知願います。

新潟県福祉保健部感染症対策・薬務課
担当：安藤
電話：025-256-8748
E-mail:ngt040330@pref.niigata.lg.jp

感薬第67号の2
令和6年4月8日

病院長様
診療所の長様

新潟県福祉保健部感染症対策・薬務課長

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第12条第1項
及び第53条の11第1項の規定に基づく届出について（依頼）

日頃、本県の感染症対策行政の推進に御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「法」という。）第12条第1項の規定に基づき、医師は、診察の結果、受診者が第一号に掲げる者であると診断したときは、「直ちに」その者について厚生労働省令で定める事項を最寄りの保健所長に届け出なければならないこととされています。

また、法第53条の11第1項の規定に基づき、病院の管理者は、結核患者が入院したとき又は入院している結核患者が退院したときは、「7日以内」に当該患者について厚生労働省令で定める事項を最寄りの保健所長に届け出なければならないこととされています。

しかしながら、厚生労働省が各自治体に対して実施している公衆衛生関係行政事務指導監査において、法第12条第1項及び第53条の11第1項の規定が遵守されず、法定期限を超えて届出がなされる事例が散見されています。

当該届出は、結核患者を保健所において把握し、法第17条の規定による健康診断、法第18条の規定による就業制限、法第19条の規定による入院、法第37条第1項及び第37条の2第1項の規定による医療費の公費による負担、法第53条の12第1項の規定による結核登録票への登録等を行うための前提となるものであるため、法定期限を遵守して届出を行っていただくようお願いいたします。

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（抄）

第十二条 医師は、次に掲げる者を診断したときは、厚生労働省令で定める場合を除き、第一号に掲げる者については直ちにその者の氏名、年齢、性別その他厚生労働省令で定める事項を、第二号に掲げる者については七日以内にその者の年齢、性別その他厚生労働省令で定める事項を最寄りの保健所長を経由して都道府県知事に届け出なければならない。

- 一 一類感染症の患者、二類感染症、三類感染症又は四類感染症の患者又は無症状病原体保有者、厚生労働省令で定める五類感染症又は新型インフルエンザ等感染症の患者及び新感染症にかかっていると疑われる者

二 （略）

第五十三条の十一 病院の管理者は、結核患者が入院したとき、又は入院している結核患者が退院したときは、七日以内に、当該患者について厚生労働省令で定める事項を、最寄りの保健所長に届け出なければならない。

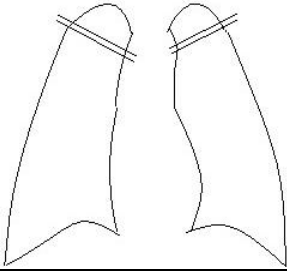
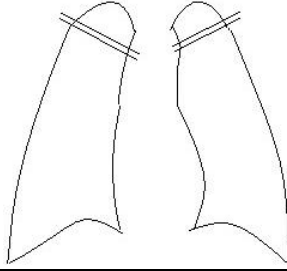
【参考】

- ・感染症法に基づく医師及び獣医師の届出について（厚生労働省ホームページ）
<https://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou11/01-02-02.html>
- ・結核患者の入院・退院届書（別紙1参照）

新潟県福祉保健部感染症対策・薬務課
担当：安藤
電話：025-256-8748
E-mail:ngt040330@pref.niigata.lg.jp

結核患者の入院届書 退院届書

〔この届出は、病院管理者から結核患者が入院又は退院したとき、
7日以内に、保健所長に届出なければならないものである。〕

患者の住所						
患者の氏名		明・大・昭・平・令		年月日生	男・女 (職業)	
患者の属する世帯 の世帯主の氏名		保険等 の別	健保・組合・共済 / (本人・家族)、国保 (一般・退職本人・退職家族)、 生保 (保護受給中・保護申請中)、後期高齢者、その他 ()			
病名		入院年月日		令和	年 月 日	
		退院年月日		令和	年 月 日	
X 線 所 見	入 院 時			退 院 時		
						
病型		1. 学研分類 2. 病学会分類		1. 学研分類 2. 病学会分類		
結 核 菌 検 査	年 月 日塗抹 (G 号)、培養 ()		年 月 日塗抹 (G 号)、培養 ()			
	検体種類：喀痰・その他 ()		検体種類 (喀痰、その他) 未検査			
	年 月 日塗抹 (G 号)、培養 ()		※検体に対する NALC-NaOH 法による処理の有無 有・無			
	検体種類：喀痰・その他 ()		退院時までの化療期間 年 か月			
年 月 日塗抹 (G 号)、培養 ()		(RFP を含む化療期間 年 か月)				
検体種類：喀痰・その他 ()		培養陰性化に要した期間 年 か月				
※検体に対する NALC-NaOH 法による処理の有無 有・無		活動性			1. 活動性肺結核 2. 活動性肺外結核 3. 不活動性 4. 活動性不明	
PCR 結果		病状経過			1. 著名軽快 2. 軽快 (a 中等度 b 軽度) 3. 不変 4. 悪化	
薬 剤 感 受 性 試 験	薬品 (mcg/ml)	年 月 年 月	1. 著名軽快 2. 軽快 (a 中等度 b 軽度) 3. 不変 4. 悪化			
	INH [0.2]	感 完	感 完	指導区分		
	INH [1.0]	感 完	感 完	A 休業 B 軽業 C 注意 D 正常		
	PFP [40]	感 完	感 完	1. 要医療 2. 要観察 3. 医療観察不要		
	SM [10]	感 完	感 完	死亡の場合		
EB [2.5]	感 完	感 完	1. 結核死 2. その他 (病名)			
()	感 完	感 完				
医 療 内 容						
備 考		主治医氏名				
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 53 条の 11 の規定により上記のとおり届け出ます。						
令和 年 月 日						
病院名						
所在地						
保健所長 様				管理者		

※入院時の結核菌検査欄及び薬剤感受性試験欄は、公費負担申請書に記載してある場合は記入不要とする。